

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年9月30日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に届出がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 kg / 日）

C_n 別表第2(1)の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg / L ）

Q_n 特定排出水の量（単位 m^3 / 日）

C_{ni} 別表第2(2)の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg / L ）

C_{no} C_n と同じ値（単位 mg / L ）

Q_{ni} 平成14年10月1日（4の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量。単位 m^3 / 日）

Q_{no} 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。単位 m^3 / 日）